

## 第4回 全面禁煙化する飲食店に改装等の経費の一部を補助します！

みなさんこんにちは！スーナです！

今回は札幌市が実施している「飲食店禁煙化工事費等補助事業」を紹介するよ！

「飲食店禁煙化工事費等補助事業」は、札幌市内の飲食店に来店する市民や店内で働く市民が受動喫煙にさらされる機会を防止するために、2020年3月31日より前から営業している等の要件を満たす飲食店が、全面禁煙化する際の工事費や改装費、クリーニング費用等の経費の一部を札幌市が補助し、飲食店の全面禁煙化を普及推進していくものなんだ。



### 【要件】

- ①2020年3月31日以前の飲食営業許可があり、現在も有効であること。
  - ②客席部分の床面積が100㎡以下であること。
  - ③個人が経営している又は資本金5,000万円以下の法人が経営していること。
  - ④当補助事業への申請時点で、店内での喫煙を可能としていること。
- ※市税等の未納額のある方や、法的に行為能力が制限される方は申請できません。

右図の表に記載されているものが補助の対象になる事業で、喫煙室の壁の撤去、壁紙やエアコンのクリーニング、客席のテーブルやいす等の交換が対象になるんだ！

なお、客席以外の改装、食器や日用品等の購入は補助対象にならないから注意してね！

気になる補助額は、事業の実施にかかる経費（消費税を除く）の90%！（上限10万円）

例えば、11万円（うち消費税1万円）のテーブルを購入した場合は、消費税を除く10万円が補助対象となり、10万円の90%にあたる9万円が札幌市から補助されるよ！

補助を受ける場合は、札幌市保健所に事前相談のうえ、申請する必要があるんだ。興味のある方や詳しい情報は札幌市公式ホームページの「[飲食店禁煙化工事費等補助事業](#)」のページを確認するか、下記のお問い合わせ先まで連絡してね！

※保健所に申請する前に既に着手している事業は補助の対象外です。

事業の内容	
(1) 喫煙できる場所の壁等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の喫煙可能な場所とそれ以外の場所を区画する間仕切り壁、パーテーション、喫煙ボックス等の撤去等</li> </ul>
(2) 客席の改装	<p>【屋内の客席部分で行う以下の改装等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁紙・ボード等の交換、壁の塗り替え等</li> <li>・ 天井材、床材の交換等</li> <li>・ 畳、ふすま、障子等の交換等</li> <li>・ ソファ、テーブル、いす等の家具の交換等</li> <li>・ カーテン・ブラインド、その他の備品の交換等</li> </ul>
(3) 客席や備品のクリーニング	<p>【屋内の客席部分で行う以下のクリーニング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁、天井、床等のクリーニング</li> <li>・ 畳等のクリーニング</li> <li>・ ソファ、テーブル、いす、カーテン、ブラインド、エアコン等のクリーニング</li> </ul>

※(1)～(3)の事業を組み合わせることも可能です。

(組み合わせた場合も補助上限額は1施設あたり10万円までです。)

※客席部分の改装等が対象になります。(厨房やトイレなどの改装は対象になりません。)

※鑑賞等に使用する備品(例:テレビなど)の交換は対象外です。

※客席で使用する物であっても、食器、調理器具、日用品等(ティッシュペーパー、ストロー、割りばし、紙ナプキン、おしぼりなど)は対象外です。

### 【お問い合わせ先】

札幌市保健福祉局保健所健康企画課たばこ対策担当係  
TEL:011-622-5151 FAX:011-622-7221  
E-MAIL: tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp

申請受付は、  
令和4年1月31日まで！  
事前相談はお早めに！

